議案第111号

勝山市土地開発基金条例の一部改正について

勝山市土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

基金財産額の見直し及び勝山市土地開発公社が行う道の駅隣接地にかかる造成費用として、基金の一部を一般会計に繰入するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市土地開発基金条例の一部を改正する条例

勝山市土地開発基金条例(昭和45年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(基金の額)	(基金の額)
第2条 基金の額は、 1億7,600万円 とする。	第2条 基金の額は、 8.800万円 とする。
2 • 3 (略)	2・3 (略)

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。